



行役場 発東村 印刷所 北洋印刷株式会社



瀧東教育の展望

教育長兼 公民館長 笹川謙 録

毎月定期に刊行されており、「役場たより」の二月号が発行されるに当り、市長に代つて、瀧東村の学校教育並びに社会教育の重点目標等について記すように命ぜられて戴きました。その概略を述べさせていただきます。

昭和四十二年度も余す処二ヶ月のみと振り返り、本年度の計画を立てる時期であります。ここで更に一ト昔前を振り返りますと、皆様の御家庭におかれましては、御承知のように、十年位の間の農村に於ける自然と生活、農業構造や生活水準等の大きな変り様は、年配の方なら、うたた感銘深いものがあると思ひますが、学校教育の領域に於ても同じ事が言えます。数年前までは県の教育事務所では少し極端な云い方ですが、瀧東村は教育の陥没地帯だ」と評したとの事であり、左様に評した如く、施設面では学校の数は多いが危険建物や老朽の前時代の校舎であり、その中で教育を実践される教師の面では失礼ながら充実した組織ではありませんでした。併し現在では学校長以下優秀な教師が本村に喜んで勤務しおられますし、東小学校・南小学校の鉄骨校舎の新築、瀧東中学校の特別教室

及び体育館等々施設の新增築をして戴いた結果、面目を一新して県官からもほめて戴いて、本年度に本年度はプールが出来て、中学校夫々プールをという永年の夢が実現致しました。更に一番大きな夢として、明年度は西小学校の鉄筋コンクリート校舎の建築を計画しております。一階建七教室三三五坪位の予定であり、我が農村に鉄筋校舎の建築は不可能に近い幻の建物でありましたが、近く実現する事は本村教育施策に一大エポックを画するものと思ひます。唯各校の内部設備は未だ不十分で理科備品を例にとりまして、現在40%位の充足率に過ぎませんので、国の補助限度である70%まで近づけたと念願しております。以上の如き教育環境で教育される本村の子供はどうでしょう。か。浸染参観の時各教室を廻つてみますと、昨今の子供は割と元気に発言し答えている点は感心致します。如が中学校に行きますと、一年生は未だ小学生気質が出ますが、高学年になるほど口が重く静かになるのは折角小学校で獲つた良い態度が地域環境によつて元に戻りつつあるのではありませんか。本村の子供は真面目で素直で熱心だと言われます。逆に言うとおとなしく積極性

が無く言われたままになります。教えられた事をそのまま覚えこんでなせらうという疑問を持たないから応用力が乏しく、又科学的合理的に考える態度が身につけておりません。そこで科学教育を重点教科とし、継続研究として毎年一校ずつ発表しており、明年は第二年度であります。学校教育は単に知識をおぼえ込ませるだけでなく、よく考え正しく理解する態度を養つて、我々の想像を越えた未来

来の社会にも適応できる人間に育成して行きたいと考えます。社会教育については重点目標は大休本年度の事業を引続き充実発展させてゆきたいと考えますが、特に青年学級及びラジオ農業学校は農村青少年の暫減と共に経済機構の変革の為に、農閑期に開校しておりますが、本村は県下でも出席率が非常によいので是非来年も出して戴きたいと思ひます。又青少年グループの結成や若い婦人を対象とした若妻学校といった仲間作りには極力協力するつもりです。近年各地で盛んになったスポーツ、コンクリーションも推進し、勤労の余暇を健全娯楽に活用して休位の向上にも資したいと思ひます。最後に家庭教育は子供の教育と共に家庭や家族のあり方を考えねばなりませんので、家庭教育学級を小中学校のPTAを主体として開設したいと思ひます。

農耕用軽油にかかる免税証の 出張交付について (お知らせ)

農耕用動力耕耘機に使用する軽油の免税証(切符)を左記のとおり券務事務所が出張交付いたしますので、ご希望の農家のみなさんは、当日関係書類を持参のうえ申請し交付をうけられるご連絡いたしました。

①機械の内容が明確にわかる書類(機械の名称、エンジン番号、馬力数等を記載した検査合格証又は売渡書等) ②機械の所有証明書(役場税務課より証明を受け下下さい) ③耕作面積証明書(役場税務課より証明を受け下下さい) ④印かん(個人で所有して居る方は勿論、一台の機械を共同で使用(所有)する方は全員印かんが必要です) ⑤万年筆、ボールペン(申請書は各人に記載していただきます。)

- 一、出張日時 昭和四十三年二月二十一日 午前十時午後三時まで 二、会場 瀧東村農業会館 三、当日持参するもの (1)はじめて交付をうける方は

- ①機械の内容が明確にわかる書類(機械の名称、エンジン番号、馬力数等を記載した検査合格証又は売渡書等) ②機械の所有証明書(役場税務課より証明を受け下下さい) ③耕作面積証明書(役場税務課より証明を受け下下さい) ④印かん(個人で所有して居る方は勿論、一台の機械を共同で使用(所有)する方は全員印かんが必要です) ⑤万年筆、ボールペン(申請書は各人に記載していただきます。)

- (2)すでに交付をうけている方は ①免税軽油使用者証(この使用者証がないと免税証の交付を受けられません) ②耕作面積証明書(役場税務課より証明を受け下下さい) ③印かん(個人で所有して居る方は勿論、一台の機械を共同で使用(所有)する方は全員印かんが必要です) ④万年筆又はボールペン(申請書は各人に記載して戴きます。)

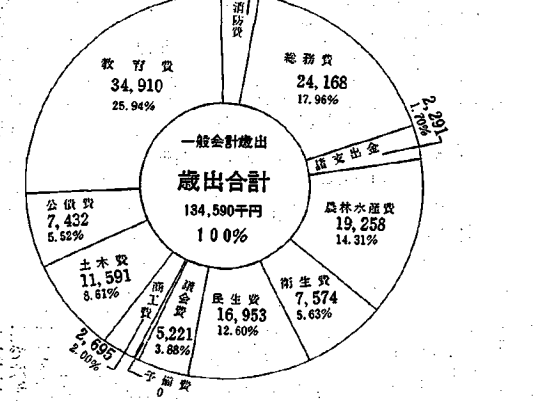
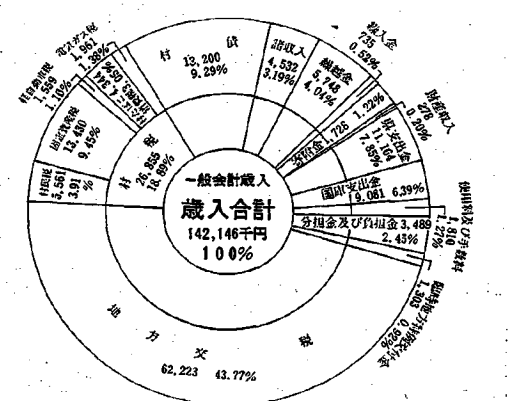
⑤前回交付をうけた軽油の使用状況(残量等) ⑥前記①の使用者の記載事項に変更のあった場合はその旨当日申出下さい。 詳しいことは役場税務課へ問合せ下さい。

昭和四十一年度決算について

総務課

昭和四十一年度湯東村一般会計の決算が昭和四十一年十二月十一日議会で承認されましたのでお知らせいたします。

昭和四十一年度は文教施設の充実を主眼として湯東中学校体育館工事、南小学校校舎改築工事の完成と、五之上部落尾道通学用としてトヨタライオバスを購入いたしました。



寄附金は一般寄附金で予算額百七十五万七千円、決算額は百七十七万八千九百九十二円でありました。

衛生費は予算額八百三十七万四千円、決算額は七百五十七万三千六百九十七円です。

地方産業育成資金二百万円です。残額は九千九百九十二円となりました。

昭和41年度湯東村一般会計性質別決算

Table with columns: 科目 (Category), 決算額 (Budgeted Amount), 比率 (Ratio). Rows include 人物品持 (Personnel), 修繕 (Maintenance), 費業務 (Fees), etc.

昭和41年度普通建設事業の状況

Table with columns: 区分 (Division), 決算額 (Budgeted Amount), 国庫支出金 (National Treasury Expenditure), 地方債 (Local Bonds), etc.

湯東村議会議員の選挙について
湯東村選挙管理委員会
現在の湯東村議会議員の方は、来る三月三十日任期満了になります。

ります。その歳出合計は七百八十二万一千六百三十六円となり歳入歳出差引残九十九円となります。この災害復旧事業も昭和四十一年度会計で終了したため残金の九十円は一般会計へ繰入れとした次第であります。

なお予算の不用額百三十三万三千余円は、この事業が地震災害の後遺障害と云う特殊事情による国の査定との関係から生じた不用額であることを念のため申し上げておきます。

最後にこの地震災害の復旧総額は一億五千五百五十四万二千七百円と云う膨大な額であったことを御報告申し上げます。また、まだ工事の残っている町村があるなか、後遺障害事業を含めて当初の子定した三ヶ年で完工を見たことは、議会をはじめ関係各位の御理解と御協力の賜とここに深く感謝申し上げて決算報告とする次第であります。

還付申告について

税務課

本年の納税相談も二月十六日より開始される事になりました。毎年この期間は混雑をします。特に還付申告をされる方(保険外交員、集金人等源泉徴収されている方)は二月中に所轄税務署及び市町村役場へ申告書を出して下さい。又農業所得及びその他所得と合算申告される方は三月になりましての御注意下さい。

○申告の際の必要書類 一、確定申告書 源泉徴収票 保険金の払込領収書(九〇〇〇円以上領収書必要) 損害保険金払込領収書、年金手帳、障害者手帳等 二、印鑑 三、その他申告に必要な書類

潟東村農地農業用施設災害復旧事業特別会計決算

歳入 (単位 千円)					歳出 (単位 千円)						
款	項	予算額	調定額	決算額	決算構成率%	款	項	予算額	決算額	不用額	決算構成率%
1	分担金及び負担金	435	28	28	0.4	1	総務費	230	158	72	5.4
	1 負担金	435	28	28	0.4	1	総務管理費	230	158	72	5.4
2	国庫支出金	7,615	7,029	7,029	89.9	2	災害復旧費	8,925	7,664	1,261	94.6
	1 国庫補助金	7,615	7,029	7,029	89.9	1	農林水産業復興施設災害復旧費	8,925	7,664	1,261	94.6
3	諸収入	637	296	296	3.8						
	1 預金利息	1	—	—	—						
	2 受託事業収入	636	296	296	3.8						
4	繰入金	372	372	372	4.7						
	1 一般会計繰入金	372	372	372	4.7						
5	繰越金	96	97	97	1.2						
	1 繰越金	96	97	97	1.2						
歳入合計		9,155	7,822	7,822	100.0	歳出合計		9,155	7,822	1,333	100.0

たばこは村内のたばこ店で買います

村税で、たばこ消費税という税金があることは既に承知のことと思います。村内の店から買ったたばこ一本について三元三銭六厘の価格で計算されますので、二十本入れ一箱は六十一円三十二銭となります。

総額五、四三二、千円余の税収が見込まれ大なる財源となつていきます。旅行にお出かけになる時又は他町村に仕事にお出かけになる際、重いものでなく又荷物になるものでもありません。村内のたばこ店から買いましょ。こんなに

月別	消費本数	税額
三月分	七〇〇、二〇〇本	三、八四、七七〇円
四月分	六八六、九〇〇	三、七七、四六〇
五月分	七七八、一〇〇	四、二七、五七〇
六月分	一、〇五五、四〇〇	五、七九、九五〇
七月分	七〇五、〇六〇	三、八七、四四〇
八月分	九五九、九二〇	五、二七、四九〇
九月分	九四七、一一〇	五、〇〇、四五〇
十月分	八三四、八八〇	四、五八、七七〇
十一月分	八五九、二四〇	四、七二、一六〇
十二月分	二、三五八、〇〇〇	一、二九五、七五〇
年間合計	九、八八四、八二〇	五、四三二、八一〇

税率は百分の十八・一ですから一箱について約十一円のたばこ消費税が専売公社から村に納付されます。一箱三十円のバットでも一箱八十円のハイライトデラックスでも村たばこ消費税は一箱につき十二円になる仕組みになっていきます。

昭和四十一年度の村たばこ消費税の月別納入額は別表のとおりです。

役に立つたばこは、未成年者の喫煙は法律により禁止されています。成人式で贈るまでがまじくありません。



昭和41年度潟東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (単位 千円)

款	予算額	調定額	決算額	未済額	収納率	決算構成率%
1 国民健康保険税	16,690	17,957	16,881	1,076	97.92%	39.29%
2 使用料及び手数料	122	127	127	0	0	0.30
3 国庫支出金	21,691	21,550	21,550	0	0	50.15
4 県支出金	1	0	0	0	0	0.05
5 財産収入	15	22	22	0	0	9.42
6 繰越金	4,048	4,048	4,048	0	0	0.79
7 諸収入	41	341	341	0	0	100.00
歳入合計	42,608	44,045	42,569	1,076		

款	予算額	決算額	不要額	決算構成率%
1 総務費	2,680	2,529	151	6.06
2 保険給付費	36,612	36,246	366	86.95
3 保健施設費	1,635	1,329	306	3.19
4 諸支出金	19	12	7	0.03
5 積立金	1,570	1,570	0	3.77
6 予備費	92	0	92	
歳出合計	42,608	41,686	922	100.00

昭和四十一年度潟東村国民健康保険特別会計の決算について

一、事業の状況について
 年間平均世帯数は、一千四百世帯と前年度と変わらず、被保険者数は、五千九百一人で、百十三人の減少であり、年々漸減の傾向を示し、他の社会保険の加入、離脱が、最も大きな原因となつております。

一世帯当りの被保険者数は、五・七人と、郡内では最高であり、県内においても、上位を占めております。

二、収支の状況について
 歳入総額、四千二百九十六万九千二百三十三円に對して、歳出総額、四千六百六十八万五千六百二十六円であつて差引百二十八万三千三百九十七円の歳入超過となりまして、歳入では予算額に比較して三

昭和四十一年度農地農業用施設災害復旧事業特別会計決算について

この会計決算は、御承知のとおり三十九年六月に発生した新潟地震による農地農業用施設、いわゆる農道、用排水路及び橋梁の災害復旧事業を施行する特別会計の決算であります。

この災害復旧工事は、土地改良区味方郷出張所区域にある用水路を残して三十九年度にその工事は完了したのであります。事業費が国の割当制度になつて、関係上、予算は、三十九年度、四十年、二ヶ年におわたつたのであります。しかし、設計変更等のいは、地盤軟弱による後遺障害の工事が四十一年度に行なわれたわけでありまして、この決算は主として

十六万二千二百三十三円の増となり歳出では予算額に比較して、九十二万二千三百七十四円の減となつたことによるものであります。内訳は、決算書のとおりですが、保険税の収納率は、現年課税分が九七・九・九となり、県平均九七・六・〇%を僅かながら上まわるとに至りました。保険税の負担額は、一世帯当りでは、一万六千二百五十一円、郡内第二位であります。一人当りでは、二千八百六十四円となりまして郡平均を三万四千円をこえております。

決算構成率は、歳入では国庫支出金、五十一・一五%、保険税三十九・二九%、繰越金九・四二%等であり、歳出では、保険給付費八十六・九五%、総務費六・〇六%等となっております。

三、保険給付の状況について
 保険給付費の大部分を占めるものは、療養費であり、総費用額五千三百三十二万四千七百九十一円のうち被保険者負担分、三千五百七十一万二千三百三十四円、被保険者負担分、一千五百三十三万六千六百六十六円、精核予防法等、公費負担分三千万六千六百四十一円であり、年間の受診率は、四百三十二・〇%で、前年度の三百八十一・八三%を五十一・一八%上まわり、郡内では第二位であります。一件当りの費用額は、二千二十八円、一件当りの日額は、三・四四円、一人当りの費用額は、八千七百六十六円となりまして、その他の保険給付費は、助産給付、五十八件、十六万九千八百円、葬祭給付四十七件六万九千八百円、葬祭給付四十七件

四、総括について
 国保事業は逐年内容の充実と、制度の改善が行なわれ、本村においては、昭和四十一年一月から、全員に七割給付を実施し、更に七月から、増額給付、育児手当、葬祭給付の増額を行なう等、改善につとめて参りましたが、年々上昇せざるを得ない保険負担に對して、被保険者の大多数は、低所得階層であるため、その負担能力は弱く、医療費の急増と、財政基礎の確立に對処するため、国庫負担制度の改善を始め、本制度の発展、充実、更に努力する所存であり、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上の歳入合計は七百八十二万一千七百二十六円であり、歳出については御説明申し上げます。一款の総務費は補助対象外の経費でありまして、交際費等の渉外諸費と県土地改良事業団体連合会の負担金であります。二款の災害復旧費は補助対象の復旧事業費であります。節別の金額は御覽のとおりであり、施行箇所別に申し上げますと土地改良区四ヶ出張所区域の通称袋ヶ島用水路三百九十五万六千円、五ヶ用水路三百九十五万六千円、計六百九十六万七千円と味方郷出張所区域の通称線用水路六十九万七千円であ

